

平成 25 年度 事業方針

1. 事業の基本的な考え方

「子ども・若者ビジョン」（平成 22 年 7 月「子ども・若者育成支援推進本部」）等国の青少年教育行政の基本方針及び第 2 期中期目標を踏まえ、第 2 期中期計画及び平成 25 年度年度計画を着実に推進する。その際、「青少年の現状と課題、そして機構が果たすべき役割」（平成 20 年 9 月）及び「機構活性化プラン」（平成 22 年 1 月）に十分留意する。

特に、機構の担う業務運営全体を通じて「体験の風をおこそう」運動、並びに「早寝早起き朝ごはん」国民運動をより一層推進する。

2. 重点項目

(1) 教育事業の充実

① 国立施設にふさわしいモデル事業の企画・実施とその成果の普及

ア モデル事業・看板事業の充実

国立施設として、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応したモデル事業を厳選・特化して企画・実施する。具体的な課題として、小1プロブレム、中1ギャップ等全年齢期に応じた課題、児童養護施設の児童生徒や不登校児童生徒等青少年が抱える課題、若い親の子育てに係る課題等があげられる。各施設では、地元の学校、自治体や民間団体等と十分に意見交換を行い実態を踏まえるとともに、目的を明確にして、効果的かつ特色ある事業（所謂、看板事業を含む）を企画・推進する。

イ 成果把握の工夫と成果の普及

成果の把握に関しては、従来からの満足度アンケートや IKR 調査に加え、参加者の感動体験など個人の変容を把握するための調査内容や方法を検討し工夫する。例えば、事業終了直後の変容だけでなく、一定期間を置き学校や関係団体関係者から子どもたちの変容の持続の状況などを聞き取りし、それをとりまとめるなどの実践を行う。

また、本部は各施設と連携して、得られた成果や課題について要因等を分析し、次の事業に生かすとともに、学校や地元自治体、さらには全国の青少年教育施設等に広く提供することに努める。

② 青少年教育指導者の養成・研修

「体験の風をおこそう」運動の推進など青少年のための様々な体験活動を促進する青少年教育指導者や高校生・大学生等のボランティア、地域で活動する指導者等を対象とする指導者養成・研修事業を実施する。

また、教職員を対象とする研修等については、新しい学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、自然体験や集団宿泊活動等に必要な知識・技術の向上を図るための研修事業（教員免許状更新講習を含む）を実施する。

③ 青少年の体験活動や基本的な生活習慣等の重要性についての普及啓発

子どもたちの体力をはじめ、学力や規範意識の低下が指摘されている中、子どもたちの知・徳・体のバランスのとれた成長にとって、様々な体験活動や規則正しい基本的な生活習慣が重要かつ不可欠であることを、保護者や学校、さらには広く社会に対して発信するための効果的な事業や取組みを推進する（「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動）。

なお、体験の風をおこそう推進月間（10月）及び統一イベントデー（10月26日）には、各施設において地域や関係機関等と十分に連携し、多様な事業等の展開に努める。

（2）研修支援の充実と利用拡大

① 利用者数及び稼働率50%以上の確保

「稼働率向上（利用者増加）のための方策」（平成20年12月）を踏まえ、機構年間総利用者数500万人及び全施設宿泊室稼働率50%以上を目指し、「平成25年度稼働数向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定して計画的な実施に努める。

また、季節毎にその利用状況に即し、学校、青少年団体、地元関係者等に対する広報などの利用促進策について常に見直しを行う。

② 教育機能の充実

ア 集団宿泊による基本的な生活習慣の徹底

青少年をはじめとする施設利用者に対して、日常の生活では体験することができない非日常的な活動を通して、魅力ある感動体験を提供することを、全職員に共通した施設全体の目標とする。具体には、基本的な生活習慣の確立や、交流、協力、奉仕、お手伝い、読書、外遊び等につながる様々な活動、「朝夕のつどい」といった「標準生活時間」による規則正しい生活、加えて「あいさつの励行」と「清掃の徹底」、さらに集団宿泊体験を通じた「規律ある行動」等の教育的意義の理解を図りつつ、団体責任者や各利用者への指導を徹底する。

イ 学習指導要領に対応した活動プログラムの実施

学校の実施する活動に関しては、新しい学習指導要領において「体験」の重要性が指摘され、特に小学校では自然体験活動や集団宿泊体験、中学校では職場体験活動、高等学校では社会奉仕体験活動や就業体験活動を積極的に実施することが明示されていることに十分に留意する。

③ 安心安全な教育環境の整備

清潔な生活環境、安全な野外活動環境の整備に日々努めるとともに、教材教具・活動備品、活動場所等の日常的な点検・改善整備等を通じて、安心安全な活動環境を確保する。

また、安全管理マニュアル等の点検、見直しを常時行い、マニュアルに則した日常業務を行う。